

次の事例につき、不適合（重度、もしくは、軽微）、観察事項（改善の機会）又はこれだけの情報では不適合とは判断できないならば、どのような情報が必要か、考えて下さい。

【ケーススタディ 1】

A工業（株）の内部監査で、緊急事態の対応について調べたところ、緊急事態対応規定によると、緊急時への準備・対応手順をテストする計画は環境安全係長のB係長が作成することになっていた。しかし、緊急時の対応手順は特定された緊急時ごとに6件あり、すべてB係長がやらなければならない、時間的に無理があり、一部別の部門のC係長が作成したものを使用していた。

【ケーススタディ 2】

（株）H製作所の教育訓練規定によると、環境管理責任者は毎年4月に「環境教育年間計画書」を承認することになっているが、それを承認した形跡が無い。
2006年度の「環境教育年間計画書」は手順どおり総務部が作成していた。

【ケーススタディ 3】

（有）K商事の文書管理規定によると、各文書、帳票類の旧版は最新版が発行された際、管理責任者が交換し、旧版を廃棄又は「参考版」表記することになっている。しかし、製造部に運用管理規定の旧版である第5版が、最新版である第6版とあわせて保管されていた。

【ケーススタディ 4】

E工業（株）の監視・測定要領によると、法的等要求事項の順守を定期的にチェックし、環境管理部長がその適否を判定することになっているが、ボイラーからの煤煙に関する大気汚染防止法に係わる規定値について、2006年5月に実施した測定結果の評価が行われていなかった。
なぜかたずねてみると「前回値と同じで変化がなかったので、そのままにしておいた」との回答だった。

【ケーススタディ 5】

G株式会社の環境方針は、環境に対する社長の思いが込められた素晴らしいものが出来ていた。今回事業拡張のため従業員を募集し、M君の面接を行った際付き添っていたN君が「御社の環境方針を見せてください」と申し出た。しかし、「貴方は付添い人であり、面接者ではないのでお見せできません」と断られた。

【ケーススタディ 6】

〇工業（株）では、著しい環境影響がある作業に付く要員は、それなりの教育訓練を受講し、必要ならば資格を有することを規定している。その中の1項目に「著しく電力を消費する設備の責任者」には、「著しい環境影響についての訓練を受けており、かつ当社において5年以上の実務経験を有するもの」となっていた。

2006年の定例内部監査で、著しく電力を消費する設備の取り扱いをしていた、P作業員に入社年月日を尋ねたところ「平成14年」と答えていた。

【ケーススタディ 7】

外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて、株式会社R電子工業では、問い合わせや苦情等の連絡があった場合「顧客情報受付簿」に記録し、対策をしている。今回顧客企業から、昨日納品された電子部品に少し問題があり煙が出た。しかし、すぐ手直しできる程度だったので返却せず治しておいた。次回からこのようなことの無いようにとの連絡を受けた。ところが、内部監査で「顧客情報受付簿」を調べたところそのような記録はなく、苦情を受けた担当者に聞いたところ、「顧客で手直しをしたので、こちらで対策する必要がなくなったため」と回答した。

【ケーススタディ 8】

T株式会社の内部監査で、法規制等一覧表はどこにありますか、見せてください。と監査員が質問したところ、「重要な文書なので金庫に保管してあります」といって、金庫の鍵とパスワードを探すのに時間がかかり、10分ぐらい待たされた。